

複数案件を希望申請する際の注意事項について

複数の発注予定案件に対して、複数件希望申請をすることができます。公表日が同一であったり、別の案件をすでに希望申請中であっても構いません。希望申請件数に上限はありません。ただし、以下の点に注意してください。

(1) 専任の技術者を必要とする案件を複数件希望申請をする場合

(ただし、専任を必要とする主任技術者を兼務できる案件を除く)

- 1) 開札日が同一の案件を希望申請する場合は各々に配置予定技術者が必要です。
- 2) 開札日が違う案件に希望申請する場合は同一技術者による申請は可能です。ただし、1件目を落札した際に、落札した案件の、または、希望申請中(指名中も含む)の案件の配置予定技術者を1件目の契約締結までに変更する必要があります。配置予定技術者を手配できない場合は希望申請を取り下げる(指名中のものは入札辞退する)ことになります。
- 3) 入札後に入札を取消することはできません。落札が決定した後に契約を辞退することはできません。契約を辞退した場合は一定期間入札に参加できなくなります。開札日が同じ案件を希望申請する場合は特に注意をしてください。

(2) 専任の技術者を必要としない案件を複数件希望申請する場合

- 1) (1)の3)と同じ